兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画

～配偶者等からの暴力のない社会と被害者の立場に立った支援の実現に向けて～

平成３１年４月

兵　庫　県

目　　次

第１部　総　論

第１章　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　配偶者等からの暴力に関する状況と課題
１　全国及び県内の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２　男女間における暴力の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
３　ＤＶ防止法改正の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
４　第３期計画（H26～H30）における取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
５　計画改定に際しての課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第３章　計画体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第２部　各　論

第４章　具体的施策の展開
目標１　ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進
１．県民への啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
２．ＤＶ防止に向けた教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

目標２　市町のＤＶ対策の促進
１．市町庁内連携体制の整備推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
２．市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び
相談体制充実への支援・・・・・・・・・・・・・１９
３．被害者支援に係る広域調整の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

目標３　相談体制の充実
１．県の相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
２．市町の相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
３．外国人、高齢者・障害者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
４．被害者の子どもに対するケアの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
５．苦情への適切かつ迅速な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

目標４　緊急時の安全確保
１．早期発見・通報対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
２．被害者等の安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３．一時保護対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
４．被害者等に係る情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

目標５　自立支援の推進
１．自立に向けた生活支援、就労支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
２．施設入所・退所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
３．心理社会的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
４．被害者の子どもに対するケアの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
５．住居確保支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

目標６　専門人材の育成と関係機関との連携強化等
１．推進体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
２．被害者支援に携わる人材の育成及び人材への支援・・・・・・・・・・４１
３．民間支援団体等との協働・連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
４．調査の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
５．将来の社会情勢の変化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

（参考）
・ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
・ＤＶ被害者への相談支援に係る連携チャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
・兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画改定委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

第１部　総　論

第１章　基本的な考え方

１　計画改定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「ＤＶ」という。）は、ＤＶ被害者（以下「被害者」という。）の生命や身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると同時に、ＤＶの目撃は子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為である。

また、被害者は、多くの場合女性である。その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があるといわれており、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

こうした被害者の人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、ＤＶを防止し、被害者を保護するための不断の取り組みが必要である。あわせて、同伴する子どもへの適切な支援も必要である。

このような状況を踏まえ、兵庫県では、平成 18 年４月に被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるよう支援することを基本として、被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援体制の整備を柱とする各般の施策を総合的に推進するため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画（以下「計画」という。)」を策定（第１期計画）した。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）の改正法が平成 20 年１月 11 日に施行され、これに伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (※) 1（以下「国の基本的方針」という。）」が改定されたことを踏まえ、平成 21 年４月に計画の改定（第２期計画）を行った。

さらに、ＤＶ防止法の改正法が平成 26 年１月３日に施行され、法律の適用対象を生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大するとともに、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたこと等を踏まえ、計画名を「ＤＶ防止・被害者保護計画」と改称し、平成 26 年４月に計画の改定（第３期計画）を行った。

この度、現行計画の期間が満了したことから、本県におけるこれまでのＤＶ対策の取組や課題を検証し、今後、さらに市町や民間支援団体とも連携しながら、県全体のＤＶ対策を推進するため、第４期計画として改定を行った。

今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、改定された計画に沿って施策を着実に推進するため、ＰＤＣＡサイクル (※) 2の手法を活用し、計画実施状況の点検、必要に応じた施策の見直しを行い、ＤＶのない社会の実現を目指していく。

(※) 1　ＤＶ防止法第２条の２第４項において、主務大臣が定めることとされている都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべき基本方針

(※) 2　Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（改善）のプロセスを順に実施することにより、継続的な改善につなげていく手法。

２　計画におけるＤＶの定義

本計画における「ＤＶ」とは、ＤＶ防止法に規定する「配偶者からの暴力」や「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」に加え、「生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力」も対象としており、性別は問わない。

また、ＤＶには身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力も含まれる。

３　計画の位置づけ

この計画は、ＤＶ防止法第２条の３第１項に基づく県が定める基本計画であると同時に、被害者の保護及び自立支援のための基本的な取り組み方向を示した県の実施計画である。

また、市町など関係機関、民間支援団体、企業、大学等が県民のＤＶ対策を推進していくための基本的な事項を定めた指針（ガイドライン）である。

４　他計画等との関係

県の男女共同参画計画（ひょうご男女いきいきプラン2020)、ひょうご子ども・子育て未来プラン、地域福祉支援計画、老人福祉計画、人権教育及び啓発に関する総合推進指針、兵庫県教育基本計画（ひょうご教育創造プラン）など関連する計画等との整合性を図りながら施策を推進する。

５　施策の基本的方向

次の６つの目標に基づき施策を展開する。

（１）ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進
（２）市町のＤＶ対策の促進
（３）相談体制の充実
（４）緊急時の安全確保
（５）自立支援の推進
（６）専門人材の育成と関係機関との連携強化等

６　施策展開の考え方

（１）県の役割

県は、ＤＶ被害者支援関係機関で構成する「ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議[(※)3]」との連携の下、全庁的な組織であるＤＶ対策庁内調整会議により、専門的・広域的な施策を推進する。

各分野の専門機関、民間団体等との広域的な連携の強化を図るとともに、市

(※)3　ＤＶ被害者の相談、保護、支援等を行う関係機関の相互協力及び密接な連携を図り、配偶者からの暴力の防止、被害者のニーズに対応した各種の支援活動を効果的に推進することを目的に、県が設置する会議。
構成団体等は本文 P39 参照。

町の取組に対する支援を行う。

また、被害者の安全確保対策や人材育成など、県全体のＤＶ対策の推進体制の強化を図り、県女性家庭センター(※)[4]は、配偶者暴力相談支援センター(※)[5]として機能を果たす。

（２）市町の役割

市町は、地域におけるＤＶの防止及び被害者の保護・自立支援を進める上で果たす役割は大きなものがある。被害者にとって市町は、身近な相談窓口であり、自立に必要な多くのサービスを提供している。

このため、市町は被害者にとって身近な行政機関としての役割を担い、被害者の状況、緊急度などを的確に把握し、助言やサービスの提供を行い、県をはじめとする関係機関の支援が必要な被害者については、速やかに連携を図り、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行っていく必要がある。

また、市町の基本計画に基づく施策の確実な展開と身近な行政主体における支援の窓口としての配偶者暴力相談支援センターの設置についても取組を進めていく必要がある。

７　計画期間

計画期間は、２０１９年度から２０２３年度までの５か年とする。

ただし、計画期間内であっても社会・経済情勢の変化やＤＶ防止法の改正等により新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

８　計画改定の検討体制

この計画は、学識経験者や関係機関、民間支援団体の代表者で構成される「兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画改定委員会」において検討を行うとともに、パブリック・コメント手続により幅広く県民の意見を聴いて改定を行った。

(※)[4]　売春防止法第 34 条の規定により設置する婦人相談所の兵庫県における名称。
ＤＶ防止法第３条に規定する配偶者暴力相談支援センターとしての業務も行っている。

(※)[5]　都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努める。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、①相談や相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助等を行う。

第２章　配偶者等からの暴力に関する状況と課題

１　全国及び県内の状況

（１）相談状況

平成 30 年 12 月３日現在、47 都道府県及び 110 市において、283 カ所の配偶者暴力相談支援センターが設置され、本県では、17 カ所の設置となっている。

相談件数は、ＤＶ防止法が施行された平成 14 年度には 35,943 件であったが、平成 29 年度には 106,110 件と、2.95 倍となっている。

本県では、平成 14 年度は 850 件であったが、平成 29 年度には 8,373 件と、9.85 倍に増加している。

（配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数【内閣府調査】）

区分	全国		兵庫県	
		対前年比		対前年比
平成１４年度	35,943 件	－	850 件	－
１５年度	43,225	1.20	1,050	1.24
１６年度	49,329	1.14	805	0.77
１７年度	52,145	1.06	1,138	1.41
１８年度	58,528	1.12	1,561	1.37
１９年度	62,078	1.06	2,117	1.36
２０年度	68,196	1.10	2,990	1.41
２１年度	72,792	1.07	3,438	1.15
２２年度	77,334	1.06	3,715	1.08
２３年度	82,099	1.06	3,746	1.01
２４年度	89,490	1.09	4,947	1.32
２５年度	99,961	1.12	6,412	1.30
２６年度	102,963	1.03	7,215	1.13
２７年度	111,172	1.09	7,670	1.06
２８年度	106,367	0.96	7,887	1.03
２９年度	106,110	0.99	8,373	1.06

（注）兵庫県の数は、県内の配偶者暴力相談支援センター（県及び市）における相談件数の総数

また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成 14 年に 14,140 件であったものが、平成 29 年には 72,455 件と、5.12 倍となっている。

本県では、平成 14 年の 624 件から平成 29 年の 3,380 件と、5.42 倍に増加している。

（警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数）

区分	全国		兵庫県	
		対前年比		対前年比
平成１４年	14,140 件	―	624 件	―
１５年	12,568	0.89	429	0.69
１６年	14,410	1.15	662	1.54
１７年	16,888	1.17	835	1.26
１８年	18,236	1.08	1,195	1.43
１９年	20,992	1.15	1,642	1.37
２０年	25,210	1.20	1,797	1.09
２１年	28,158	1.12	1,867	1.04
２２年	33,852	1.20	1,885	1.01
２３年	34,329	1.01	1,860	0.99
２４年	43,950	1.28	2,101	1.13
２５年	49,533	1.13	2,113	1.01
２６年	59,072	1.19	2,535	1.20
２７年	63,141	1.07	2,736	1.08
２８年	69,908	1.11	3,010	1.10
２９年	72,455	1.04	3,380	1.12

（注）統計期間は各年とも１月～12 月

本県では、このほか県立男女共同参画センター、県健康福祉事務所、県こども家庭センター(※)6でも相談を実施している。

県関係機関、市町、警察におけるＤＶ相談件数（配偶者からの暴力以外を含む。）は、平成 26 年度は 17,761 件であったが、平成 29 年度は 18,788 件と 1.06 倍に増加している。

（兵庫県における過去の相談件数）

区分		２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
県	県女性家庭センター	984	664	683	652
	県立男女共同参画センター	1,108	977	867	722
	県こども家庭センター（親子関係支援員）	99	233	534	1,184
	県健康福祉事務所（母子･父子自立支援員等）	40	50	31	38
	小計　①	2,231	1,924	2,115	2,596
市町	神戸市	4,669	4,761	4,714	3,914
	中核市〔姫路市、西宮市、尼崎市〕	2,859	2,756	2,377	2,644
	その他市町	5,467	5,751	5,879	6,254
	小計　②	12,995	13,268	12,970	12,812
警察における相談件数【再掲】　③		2,535	2,736	3,010	3,380
合計（①＋②＋③）		17,761	17,928	18,095	18,788

（注）１．警察における相談件数の統計期間は各年度とも１月～12 月。

(※) 6　児童福祉法第 12 条の規定により設置する児童相談所の兵庫県における名称。
H31.4 現在、県内には県所管５センター（中央・西宮・川西・姫路・豊岡）と神戸市こども家庭センター、明石こどもセンターの７センターが設置されている。

（２）一時保護の状況

緊急時に被害者等を一時保護する一時保護所（以下「一時保護所」という。）に入所した被害者は、平成 14 年度では 3,974 件であったものが、平成 28 年度には 3,214 件と、約 2 割減少している。

本県においても、平成 21 年度以降は増加傾向にあったが、平成 25 年度以降は減少に転じている。

（一時保護の状況）

区分	全国		兵庫県	
		対前年比		対前年比
平成１４年度	3,974 件	―	246 件	―
１５年度	4,296	1.08	260	1.06
１６年度	4,535	1.06	233	0.90
１７年度	4,438	0.98	207	0.89
１８年度	4,565	1.03	207	1.00
１９年度	4,549	0.99	188	0.91
２０年度	4,666	1.03	176	0.94
２１年度	4,681	1.00	177	1.01
２２年度	4,579	0.98	184	1.04
２３年度	4,312	0.94	226	1.23
２４年度	4,373	1.01	228	1.01
２５年度	4,366	1.00	204	0.89
２６年度	4,143	0.95	194	0.95
２７年度	3,722	0.90	174	0.90
２８年度	3,214	0.86	145	0.83
２９年度	―	―	136	0.94

（注）一時保護委託件数を含む

経路別状況をみると、警察と福祉事務所からの依頼がほとんどを占めている。

（一時保護の経路別状況）

区分	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
警察	103	81	78	54
福祉事務所	89	93	66	82
その他（本人・施設等）	2	0	1	0
計	194	174	145	136

また、年齢別でみると、30 歳代が最も多く、次いで 20 歳代、40 歳代の順となっている。

（一時保護の年齢別状況）

区分	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	計
２０歳未満	2	7	2	0	11
２０歳代	55	40	36	24	155
３０歳代	65	51	47	47	210
４０歳代	45	42	32	35	154
５０歳代	12	17	16	17	62
６０歳以上	15	17	12	13	57
計	194	174	145	136	649

（３）保護命令の状況

ＤＶ防止法に基づく保護命令(※)7の新規受付件数は、平成 14 年で 1,426 件であったのに対し、平成 29 年では 2,280 件と、1.60 倍に増加しているが、近年は減少傾向となっている。

神戸地方裁判所管内では、平成 14 年で 70 件であったのに対し、平成 29 年では 131 件と、1.87 倍に増加しているが、全国と同様に、近年は減少傾向となっている。

（保護命令新規受付の状況）

区分	全国		神戸地方裁判所管内	
		対前年比		対前年比
平成１４年	1,426 件	―	70	―
１５年	1,825	1.28	85	1.21
１６年	2,179	1.19	120	1.41
１７年	2,695	1.24	166	1.38
１８年	2,759	1.02	194	1.17
１９年	2,779	1.01	146	0.75
２０年	3,147	1.13	168	1.15
２１年	3,100	0.99	155	0.92
２２年	3,096	1.00	142	0.92
２３年	2,741	0.89	117	0.82
２４年	3,144	1.15	150	1.28
２５年	2,992	0.95	144	0.96
２６年	3,121	1.04	147	1.02
２７年	2,958	0.95	138	0.94
２８年	2,648	0.90	134	0.97
２９年	2,280	0.86	131	0.98

(※)7　配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、または配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。

2　男女間における暴力の状況

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」では、国内の男女間における暴力の実態は次のとおりとなっている。

【調査概要】
- 調査対象：全国 20 歳以上の男女、5,000 人
- 調査時期：平成 29 年 12 月
- 回収結果：有効回収数（率）3,376 人（67.5%）、女 1,807 人、男 1,569 人

（１）配偶者からの被害経験

約４人に１人は配偶者から被害を受けたことがある。

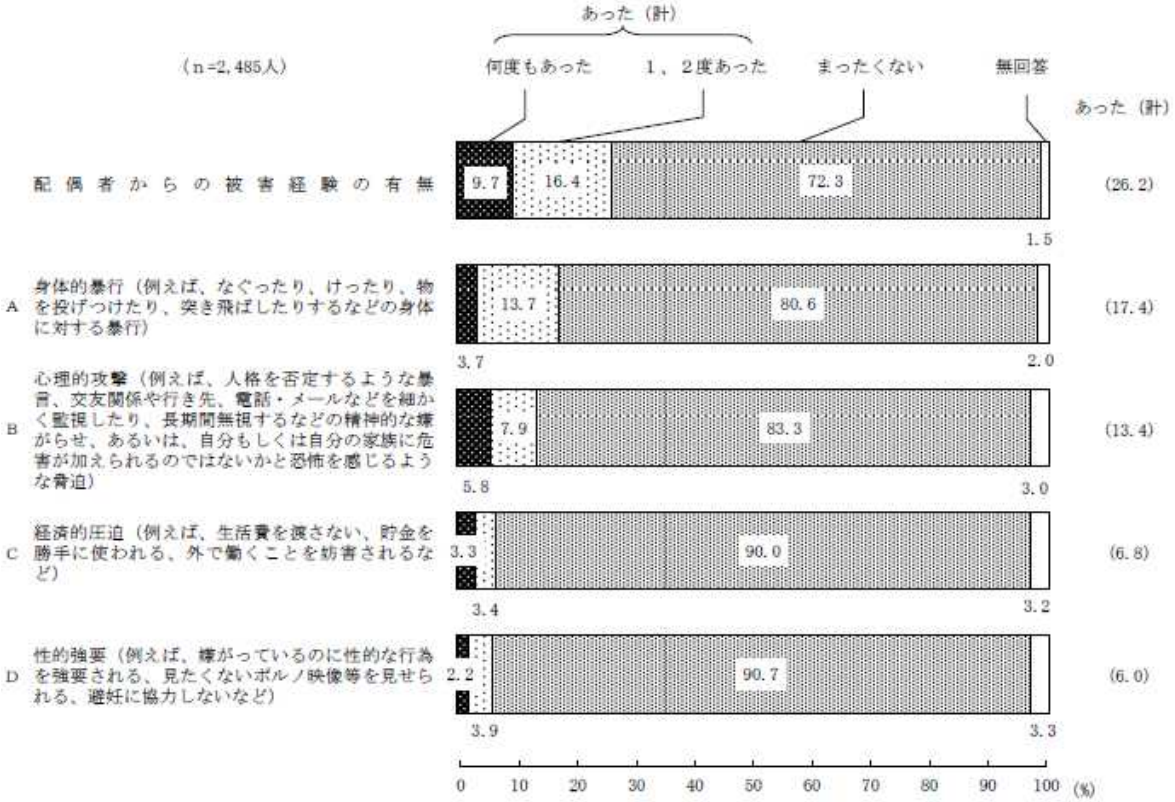

（２）子どもの被害経験

配偶者から暴力を受けたことがある人の子どもの約５人に１人は、配偶者から被害を受けたことがある。

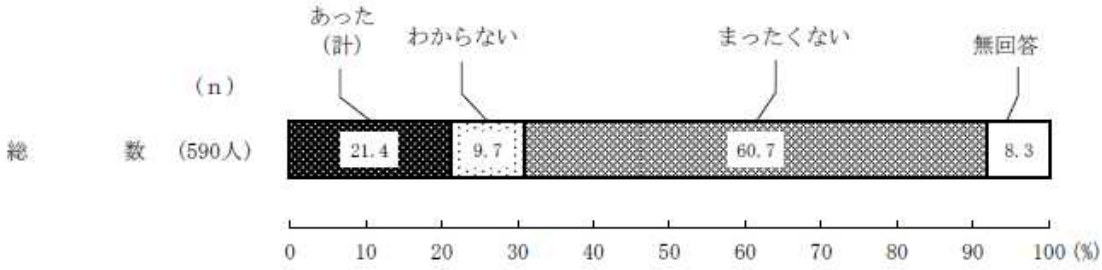

（３）交際相手からの被害経験

女性の約５人に１人、男性の９人に１人は交際相手から被害を受けたことがある。

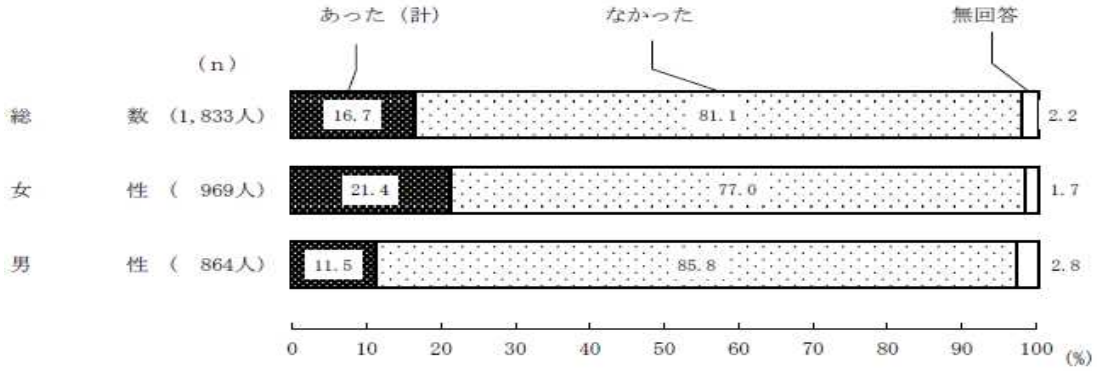

（４）夫婦間で暴力と認識される行為

「暴力にあたる」と認識する行為と「暴力にあたらない」と認識する行為に大きな性差はないが、心理的・経済的な行為については、女性の方が「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が多くなる傾向がみられる。

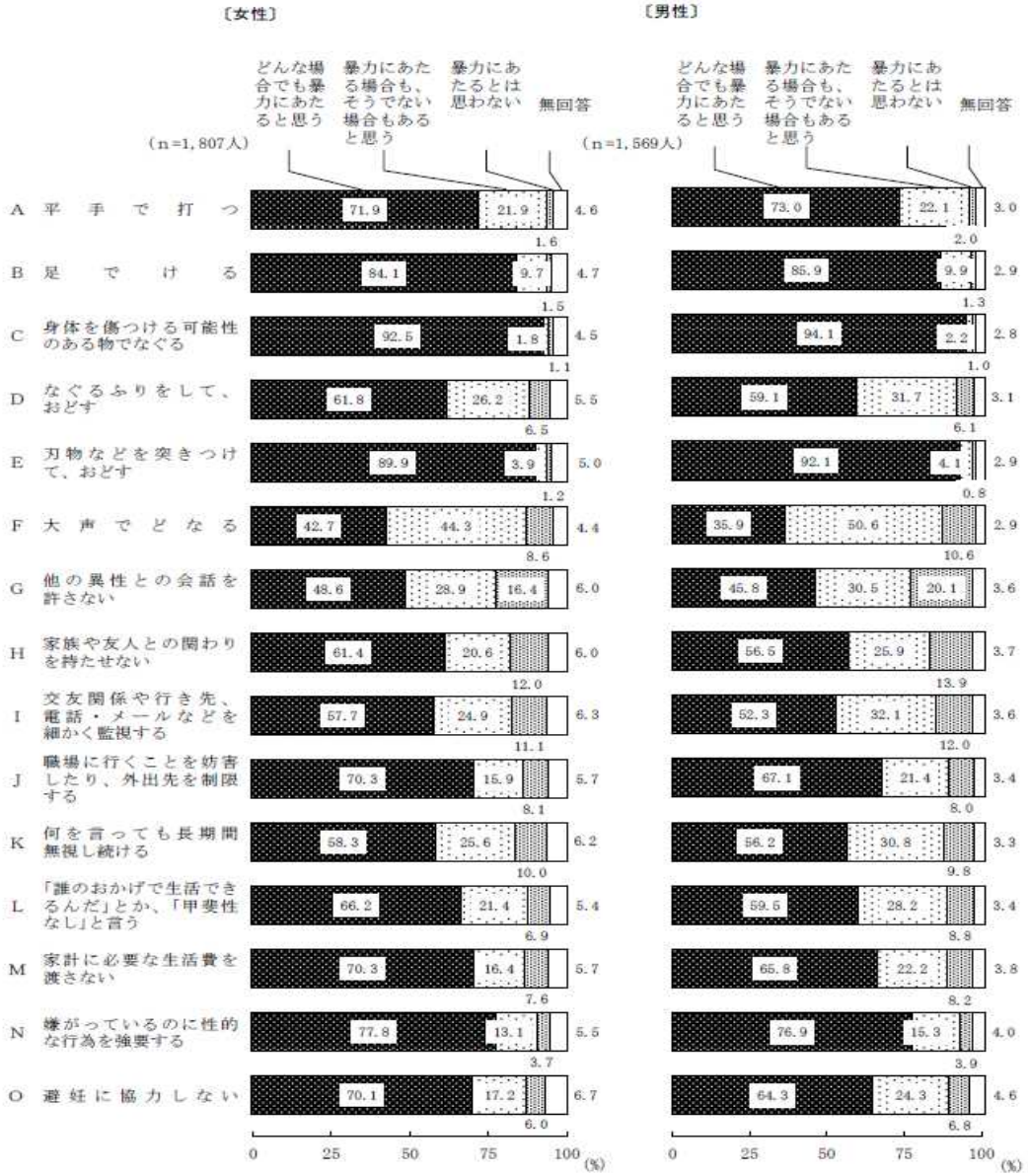

３　ＤＶ防止法改正の状況

（１）平成 19 年改正（平成 19 年７月 11 日公布、平成 20 年１月 11 日施行）

①　配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とすること。

②　市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とすること。

③　生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、電話等を禁止する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令などの保護命令制度を拡充すること。

なお、国の基本的方針では、都道府県及び市町基本計画における留意事項が示され、都道府県と市町の役割が明確化されている。

都道府県及び市町基本計画における留意事項

都道府県基本計画	市町基本計画
○被害者の支援における中核としての役割 ○一時保護等の適切な実施 ○市町村への支援 ○広域的な施策の実施	○身近な行政主体としての施策の推進 ○既存の福祉施策等の十分な活用

（２）平成25年改正（平成25年７月３日公布、平成26年１月３日施行）

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力及びその被害者について、法律を準用する。

４　第３期計画（H26～H30）における取組状況

第３期計画では、６つの目標に基づき取組を進めてきた。

（主な取組状況）

目　標		主な取組状況
目標１	ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進	・民間支援団体によるＤＶ防止出前講座・デートＤＶ防止講座等の開催 ・県立男女共同参画センターにおけるセミナー開催、広報活動の実施 ・女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンの実施（毎年 11 月） ・ＤＶ防止啓発パンフレット等を活用した校内研修等の実施 ・公立学校管理職・担当教員等向け人権教育研修会の実施
目標２	市町のＤＶ対策の促進	・市町ＤＶ基本計画の策定【全市町で策定】 ・市町配偶者暴力相談支援センターの設置支援【新たに５市で開設】 ・市町庁内ＤＶ対策連携会議の設置支援【新たに７市町で設置】 ・「庁内ＤＶ対策連携会議設置・運営の手引き」の作成、配布(H26) ・配偶者暴力相談支援センター連絡会の開催（毎年２回）
目標３	相談体制の充実	・県女性家庭センター、県立男女共同参画センター、県こども家庭センター、県健康福祉事務所等県関係機関における相談の実施 ・外国人被害者向けリーフレットの改定、点字版リーフレットの作成 ・県警における「110 番通報登録制度」の実施（H16～） ・県女性家庭センター運営委員会の開催、入所者意見箱の設置
目標４	緊急時の安全確保	・民生委員･児童委員活動実務の手引きの活用、医療関係者向け冊子の作成 ・一時保護所の運営、入所者への支援（カウンセリング、学習支援等） ・民間シェルター家賃補助の実施 ・民間シェルター新規開設支援制度（初度備品等購入費補助）の創設 ・ＤＶ被害者保護のための支援措置に関する事務の適性執行の徹底
目標５	自立支援の推進	・ステップハウスの運営（通年５戸設置） ・県営住宅における優先入居の実施 ・一時保護所における生活支援、カウンセリングの実施 ・民間支援団体による地域生活への定着、自立に対する支援の実施 ・婦人保護施設へのＤＶ被害者の入所委託
目標６	専門人材の育成と関係機関との連携強化等	・民間支援団体によるＤＶ被害者支援ボランティア養成講座の開催 ・県女性家庭センターによるＤＶ被害支援者研修の実施 ・県立男女共同参画センターによる相談員等研修、出張相談等の実施 ・ひょうごＤＶ被害者支援連絡会との意見交換の実施 ・ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議の開催（全県・９健康福祉事務所）

（数値目標）

目標項目	目標値	平成30年度末(見込み)
市町庁内ＤＶ対策連携会議設置数	41 市町で設置	18 市町／41 市町
市町配偶者暴力相談支援センター設置数	20 市町で設置	16 市町／20 市町

５　計画改定に際しての課題

第３期計画の取組状況を検証した結果、計画改定に際しての主な課題は次のとおりである。

(1)　ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進

県立男女共同参画センター等における県民へのＤＶ防止に向けた啓発や大学等におけるＤＶ防止出前講座の実施、児童生徒・保護者・教職員に対する教育・啓発の推進を図ってきたところであるが、インターネットやＳＮＳ等を活用した多様な啓発に努めるとともに、教職員研修など教育現場への出前講座の実施等を検討する必要がある。

(2)　市町のＤＶ対策の促進

全市町において基本計画が策定されたところであるが、庁内関係部署の連携強化、関係職員のスキルアップ等に取り組む必要がある。

また、市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進について、未設置の25市町への設置支援に引き続き取り組むとともに、既に設置済みの16市町配偶者暴力相談支援センター相談員の対応力向上、処遇困難事例等の共有、支援に取り組む必要がある。

(3)　相談体制の充実

県女性家庭センターをはじめとする関係機関における相談機能の充実に取り組むとともに、市町配偶者暴力相談支援センター等相談員の被害者支援対応スキルの向上に取り組む必要がある。

また、若年層を念頭にメール等での相談実施を検討する必要がある。

外国人支援施策、障害者施策、高齢者施策の活用を図りながら、適切な支援を実施するとともに、一時保護した同伴児童への心理的ケアに取り組む必要がある。

(4)　緊急時の安全確保

民生委員・児童委員、医療関係者に対して通報等の必要性の周知徹底を図るとともに、安全確保のため適切に一時保護を行う。

また、精神疾患や障害者、児童虐待、未成年者等他施策との調整や対応力の向上など県・市町窓口の専門性を高めるとともに、被害者の情報管理を徹底するため、適切な事務処理を行う必要がある。

(5)　自立支援の推進

自立に向けた母子生活支援施設(※)[8]、婦人保護施設(※)[9]への入所措置、生活支援、就労支援に取り組むとともに、公営住宅における優先入居制度の促進、適切な住宅情報の提供及び今後の支援のあり方の検討等に取り組む必要がある。

また、一時保護所や施設を退所した後の自立に取り組むＤＶ被害者等が孤立しないよう切れ目のない継続した支援についても、取り組む必要がある。

(6)　専門人材の育成と関係機関との連携強化等

被害者支援に携わる相談支援担当者等を対象とした研修を引き続き実施し、専門性・資質の向上を図るとともに、母子生活支援施設・婦人保護施設職員等に対する心理的ケア研修等を実施する必要がある。

また、民間支援団体や弁護士会等各種団体と連携・情報共有を図る仕組みづくりを検討するとともに、社会情勢の変化に伴う新たな課題には、県庁内、民間支援団体、ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議構成員等と調整を図り、適切に取り組む必要がある。

(※)[8]　児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。

(※)[9]　売春防止法により、もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設であるが、現在では家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としている。

第３章　計画体系

目標	主な推進方策	数値(成果)目標
目標１ ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進	○ｲﾝﾀｰﾈｯﾄやＳＮＳ等を活用したＤＶ防止に向けた広報の充実〔拡〕 ○地域や職域等におけるＤＶ防止出前講座の実施 ○デートＤＶ相談の充実など、デートＤＶ防止に向けた取組の推進 ○ＤＶ教育資材を活用した児童生徒・保護者へのＤＶ防止教育の推進 ○出前講座や外部講師を活用した教職員研修、校内研修の実施〔拡〕	●ＤＶ防止出前講座：10 回／年 ●大学等での若年者向けＤＶ啓発：20 校／年
目標２ 市町のＤＶ対策の促進	○市町における庁内ＤＶ対策に係る連携体制の整備に向けた支援 ○ＤＶ関係課室職員の被害者支援対応スキルの向上〔拡〕 ○市町基本計画に基づく取組状況への適切な助言 ○市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化 ○ＤＶ被害者の居所移動に伴う県内自治体間のルール作りの検討〔新〕	●庁内ＤＶ対策に係る連携体制の整備：全市町 ●配偶者暴力相談支援センターの設置：30 市町 ●婦人相談員の設置：29 市（全市）
目標３ 相談体制の充実	○県女性家庭センターの市町ＤＶ相談窓口への支援 ・専門的知識や技術等を必要とする事案への助言 ・スーパーバイズ等による相談員の対応力向上、心のケアの実施〔新〕 ○県女性家庭センターにおけるメールや SNS による相談の検討〔新〕 ○県立男女共同参画センター、こども家庭センター等との連携強化 ○外国人、高齢者、障害者に対する支援施策を活用した適切な支援 ○市町要保護児童対策地域協議会に配偶者暴力相談支援センター、ＤＶ所管課が参画し、被害者の子どもへの適切な保護の実施	●市町へのスーパーバイズ講習：15 回／年 ●要保護児童対策地域協議会への参画：全市町
目標４ 緊急時の安全確保	○民生委員･児童委員、医療関係者等に対するＤＶ被害情報の通報等の周知徹底 ○県女性家庭センターと市町相談員の適切な連携による一時保護の実施〔拡〕 ○民間シェルターへの活動支援、新規シェルター開設支援 ○関係機関等における被害者情報の適切な管理に関する研修等を活用した周知の徹底	●緊急一時保護委託施設：40 か所 ●民間シェルターの活動支援：6 か所
目標５ 自立支援の推進	○生活保護の適用、母子・父子・寡婦福祉資金などの貸付等 ○女性弁護士による法律相談 ○ハローワークと連携した就職支援、県立男女共同参画センターにおける再就職等支援 ○母子・父子自立支援員等の対応力向上による就労支援の充実〔拡〕 ○施設退所者等自立に取り組む被害者が孤立しないよう継続した支援の実施〔拡〕 ○県立男女共同参画センター、県こころのケアセンター、精神科医等による被害者・施設入所者等への心理的ケアの実施〔拡〕 ○住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進等〔拡〕	●就職支援を受けたＤＶ被害者の就職率：100％ ●住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、ＤＶ被害者等）向け賃貸住宅の登録数：7 千戸(最終年：2025 年)
目標６ 専門人材の育成と関係機関との連携強化等	○県女性家庭センターの相談・一時保護機能及び市町支援体制の強化 ○県女性家庭センターに「ＤＶ相談アドバイザー」を配置し、施策推進体制を強化〔新〕 ○研修内容の充実等によるＤＶ被害者支援に携わる相談員等の専門性・資質の向上〔拡〕 ○民間支援団体等との定期的な意見交換などによる連携の強化 ○県女性家庭センター一時保護所退所者の実態調査等の実施〔新〕 ○社会情勢の変化等に伴う新たな課題への適切な対応	●ＤＶ被害支援者向け研修：15 回／年 ●市町へのスーパーバイズ講習：15 回／年【再掲】

第２部　各　論

第４章　具体的施策の展開

目標１　ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進

ＤＶ被害者からの相談件数は年々増加しており、被害者への対策だけでは十分ではなく、県民に対して暴力を未然に防ぐための働きかけが不可欠である。

また、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を県民一人ひとりが共有し、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を目指していくことが必要である。

１．県民への啓発の推進

【現状】

○「ひょうご男女共同参画ニュース」の発行によるＤＶ防止啓発の実施

○男女共同参画推進員との連携による各地域でのＤＶ防止啓発の実施

○県立男女共同参画センターにおけるＤＶ防止セミナー、法律セミナーの実施

○ＮＰＯとの協働によるＤＶ防止出前講座の実施

（実施状況）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施団体・講座数	２団体　３講座	２団体　２講座	４団体　５講座	４団体　６講座

○ＮＰＯとの協働による大学生等に対するデートＤＶ防止出前講座の実施

（実施状況）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施団体・講座数	１団体　６講座	１団体　10 講座	１団体　10 講座

○人権総合情報誌「きずな」の発行によるＤＶ防止啓発の実施

○女性に対する暴力をなくす運動（11 月）キャンペーンの実施

○特定業種従事者研修（教職員、警察職員、医療関係従事者、福祉業務従事者等）の実施によるＤＶ防止啓発の実施

【課題】

○県民に対して啓発・広報を行う際は、関係課室が相互に連携しながら、より効果の高い方法や内容により行う必要がある。その際は、リーフレット等の紙媒体だけではなく、インターネットやＳＮＳ等多様な媒体を活用する必要がある。

○若年層に対して配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供するなど、若年層への啓発効果をあげる取組が必要である。

【今後の取組】　※以下括弧内は取組主体

①インターネットやＳＮＳ等を活用したＤＶ防止に向けた広報の充実

県民向けリーフレットの作成・配布や広報媒体を積極的に活用して、県民に対するＤＶ防止啓発の充実を図るとともに、女性に対する暴力をなくす運動期間

（毎年11月12日～11月25日）を中心として各種キャンペーン事業に取り組む。（県、市町、民間支援団体）

これら啓発広報を行う際は、より広報利用者の視点に立った資料作成に努めるとともに、関係課室が相互に連携しながら、インターネットやＳＮＳ等多様な媒体を活用して実施する。（県、市町、民間支援団体）

②地域や職域等におけるＤＶ防止出前講座の実施

県民に密着した場でのきめ細かな啓発・広報を行うため、地域や職域等におけるＤＶ防止出前講座を実施する。

県、市町における職場研修や企業、労働組合で活躍する男女共同参画推進員によるＤＶ防止に向けた職場での啓発に努める。（県、市町、民間支援団体、企業）

③デートＤＶ相談の充実など、デートＤＶ防止に向けた取組の推進

大学等においてＤＶ防止講座（デートＤＶ[(※)10]を含む。）を実施するなど、若年層へのＤＶ防止に向けた啓発に努める。（大学等）

また、デートＤＶ相談の充実など、デートＤＶ防止に向けた取組を強化する。（県、民間支援団体）

④事業効果等の把握

上記のＤＶ啓発事業、ＤＶ出前講座等を実施した際は、アンケート等の実施により事業効果を把握し、次回以降の事業実施時にその結果を反映するよう努める。（県、市町、企業、大学等、民間支援団体）

２．学校におけるＤＶ防止に向けた教育の推進

【現状】

○中学・高校生向けＤＶ防止啓発パンフレット等を活用した校内研修等の実施
○「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」（改訂版）の活用
○公立小・中・高等学校等の教職員等に対する人権教育研修の実施

【課題】

○ＤＶ防止教育の充実に向け、教育現場の実状を把握した上で、出前講座の開催や研修講師の派遣など実効性のある方策を検討する必要がある。
○児童生徒や教職員等に対し、ＤＶに関する正しい理解の促進を図るため、ＤＶに関する研修の内容や方法について検討する必要がある。

(※) 10　親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるＤＶのこと。

【今後の取組】

①ＤＶ教育資材を活用した児童生徒・保護者へのＤＶ防止教育の推進

公立学校における教育活動の中で児童生徒の発達の段階を踏まえて、ＤＶ防止に向けた教育を推進するとともに、県教育委員会が作成したＤＶ防止啓発資料などを活用した保護者への理解を促進する。

また、ＤＶ防止啓発資料等の活用状況について全校調査を行う。（県教育委員会、市町教育委員会）

②出前講座や外部講師を活用した教職員研修、校内研修の実施

公立中・高等学校等におけるＤＶ防止に関する実践事例を取りまとめ、県ホームページに掲載するなど、広く情報発信を行うとともに、研修会において実践事例の提供や指導方法の改善を行う。

また、教員自らがＤＶに関する正しい理解の促進を図り、児童生徒への適切な指導を行うため、県教育委員会が作成したＤＶ防止啓発資料等を活用するとともに、ＤＶ防止に関する研修内容や方法について改善に努める。

なお、教職員研修、校内研修、県が実施する保育所職員への研修等の実施にあたっては、被害児童の個々の状況に応じた対応スキルの向上を図るため、出前講座や外部講師を活用するなど実効性のある研修実施に努める。（県、県教育委員会、市町教育委員会）

目標２　市町のＤＶ対策の促進

ＤＶ被害者からの相談件数が年々増加している中、市町は、身近な行政主体として既存の福祉施策等を活用しながら啓発等によるＤＶ防止から自立支援までの切れ目のない支援を行う重要な役割を担っている。

このため、被害者等への各般の施策を推進するための基本計画に基づく取組の推進や、被害者等の支援を行う上で中心的な役割を果たす配偶者暴力相談支援センターの設置など、市町における積極的な取組が不可欠である。

特に市町においては、県と役割分担を図りながら、緊密に連携して被害者支援に取り組んでいくことが必要である。

県の主な役割	市町の主な役割
1. 県民等へのＤＶ防止啓発等の実施 2. 県女性家庭センターでのＤＶ専門相談をはじめ県関係機関における全県を対象としたＤＶ相談の実施 3. 一時保護及び一時保護委託の適切な実施 4. 市町配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関で被害者支援に従事している職員等への研修や技術的助言の実施	1. 身近な行政主体として基本計画を策定し、啓発等によるＤＶ防止から自立支援までの切れ目のない施策を実施 2. 配偶者暴力相談支援センターを設置し、既存の福祉施策等を十分活用した身近な相談窓口として継続的な被害者支援を実施

１．市町庁内連携体制の整備推進

【現状】

○基本計画の策定状況

県下全 41 市町で基本計画を策定済（平成 30 年 6 月時点）

○庁内ＤＶ対策連携会議 (※) 11の設置状況

18 市町で設置（平成 29 年度末）

（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、小野市、三田市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、加東市、福崎町）

【課題】

○ＤＶ被害者支援には庁内の様々な部署の連携・情報共有が必要であることから、庁内の関係課室が緊密に連携し、取組を進める必要がある。

○ＤＶ関係課室職員の被害者支援対応スキルを向上させる取組が必要である。

○市町において、基本計画に基づく施策を実施する際や計画を改定する際に、ＰＤＣＡサイクルの手法を踏まえ、適切なフォローを実施する必要がある。

(※) 11　住宅や生活費の確保、就業機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を抱えるＤＶ被害者支援に組織的に対応していくため、本計画において市町に設置を求めている自治体内の関係部門の担当者による連携会議。

【今後の取組】

①市町における庁内ＤＶ対策に係る連携体制の整備に向けた支援

市町において、庁内の関係課室が緊密な連携を図り、全庁的な取組を進めるため、庁内ＤＶ対策連携会議の設置を促進するとともに、連携会議の設置が困難な市町には、支援内容に応じた庁内関係部署との協力・連携体制の整備を促す。（県、市町）

県は、新たにＤＶ相談アドバイザーを配置し、ＤＶ関係部署における対応困難事例に対する技術的支援等を実施する。（県）

また、ＤＶと児童虐待は両者が一体となって発生するなど関連性が認められる事例が多いことから、県下全市町の配偶者暴力相談支援センターまたはＤＶ所管課が、児童福祉法に基づく市町要保護児童対策地域協議会に参画することとし、県が参画に向け適切に支援する。（県、市町）

②ＤＶ関係課室職員の被害者支援対応スキルの向上

ＤＶ関係課室は福祉、医療、教育等多岐にわたっており、また、ＤＶ被害者の中には、高齢、障害、外国籍、性的マイノリティなど様々な特性を持つ場合もあるため、これら関係課室職員に対するＤＶ基礎知識習得のための研修等の実施により被害者支援に係る対応スキルの向上を図る。（県、市町）

③市町基本計画の実施に当たっての支援

市町で策定した基本計画に基づき、被害者への相談から自立支援までの各般の施策を推進する。（市町）

また、市町の基本計画に基づく取組状況について、適切な助言を行う。（県）

２．市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び相談体制充実への支援

【現状】

○市町配偶者暴力相談支援センターの設置状況

16 市町で設置（平成 29 年度末）

（※）開設年度別市町配偶者暴力相談支援センター設置状況

年度	～H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市町名	神戸市 伊丹市	芦屋市 宝塚市	西宮市 猪名川町 加古川市 姫路市	尼崎市 三木市	明石市 加西市	三田市	川西市 小野市	加東市
設置市町計	２市町	４市町	８市町	10 市町	12 市町	13 市町	15 市町	16 市町

【課題】

○ＤＶ防止法で市町における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されていることを踏まえ、被害者にとって最も身近な行政主体における相談窓口を整備し、被害者の状況に的確に支援できる体制の充実が必要である。

○配偶者暴力相談支援センターの設置が促進されるよう、県において適切な情報提供を行う必要がある。

○単独での配偶者暴力相談支援センターの設置が難しい小規模な市町における相談体制について、検討する必要がある。

【今後の取組】

①市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化

市町において、配偶者暴力相談支援センターを早期に設置し、相談支援や一時保護後に地域で生活を始めた被害者に対する適切な支援が行える体制を整備するとともに、新たに同センターを中心に関係機関で構成するＤＶ対策の協議会等を設置し、相互の連携体制についても整備を行うことにより、被害者支援のワンストップ・サービス(※)[12]の構築を目指す。

配偶者暴力相談支援センターの設置に当たっては、「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引き」（平成 25 年４月、内閣府男女共同参画局作成）を有効に活用する。（市町）

今後、未設置 25 市町のうち、特に、町を除く 14 市の配偶者暴力相談支援センターの設置促進に取り組む。（県）

②未設置市町における相談体制の整備

配偶者暴力相談支援センター未設置市町においては、ＤＶ所管課や女性問題等相談窓口、母子・父子自立支援員(※)[13]（市のみ）において、適切な相談支援ができるよう体制を整備する。（市町）

また、母子・父子自立支援員の配置がない町や、事情により在住市町での相談が困難な被害者が相談できるよう、県健康福祉事務所をはじめ県関係機関における相談体制を整備し、相互の連携を図りながら、相談機能の強化に取り組む。（県）

（参考）都道府県と市町の配偶者暴力相談支援センターの主な役割分担

	県	市町
意義	○都道府県における対策の中核	○身近な行政主体における支援の窓口
役割	○一時保護 ○処遇の難しい事案への対応 ○専門的・広域的な対応 ○市町への支援 ○職務関係者の研修等広域的な施策	○身近な相談窓口の設置、基本情報の提供 ○緊急時における安全確保 ○地域生活における関係機関との連絡調整 ○継続的な自立支援

（備考）「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引き」（平成 25 年４月、内閣府男女共同参画局作成）から抜粋

(※)[12] 複数の部署・庁舎・機関にまたがって行う行政手続きを１か所でまとめてできる体制。

(※)[13] 配偶者のない者で児童を扶養しているもの及び寡婦の生活の安定と向上のため、母子及び父子並びに寡婦福祉法第８条の規定により県（町域のみ）・市が配置している支援員。

３．被害者支援に係る広域調整の充実

【現状】

○一時保護所において、入所中の被害者が、退所後安心して生活が送れるよう、関係市町等と住宅確保などの必要な生活支援等に係る調整を実施

○県下の配偶者暴力相談支援センターにおける困難事例等の検討や意見交換を行う連絡会の開催

【課題】

○被害者が居住地を移動する際に県と市町、市町相互が緊密な連携を図り、被害者を支援していく必要がある。

また、困難事例等の検討や意見交換を行う際は、配偶者暴力相談支援センターを設置している市町だけでなく、その他の市町の参画も必要である。

【今後の取組】

①被害者支援に係る広域調整の充実

県と市町、市町相互が緊密に連携して被害者支援が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター連絡会の場を活用し、必要に応じて適宜、困難事例の検討や意見交換を行うなど、被害者支援に係る広域調整の一層の充実を図る。（県、市町）

②ＤＶ被害者の居所移動に伴う県内自治体間のルール作りの検討

ＤＶ被害者が県内自治体間で居所移動した際に、自治体間で情報提供・共有を図る統一的な取扱いについて、県・市町間で検討を行う。（県、市町）

目標３　相談体制の充実

被害者からの相談は、県女性家庭センターをはじめ、県立男女共同参画センター、県健康福祉事務所、県こども家庭センター、警察、市町など多様な行政機関で実施しており、また、民間支援団体においても積極的な相談活動を展開している。

しかし、被害者からの相談は年々増加しており、市町における配偶者暴力相談支援センターの設置など、身近な相談窓口の体制強化を図ることが課題である。

また、被害者は、身の安全の確保の問題をはじめ、自立に向けた就労の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の問題を同時に抱えており、その課題解決には関係機関が複数にわたることから、県関係機関、警察、市町、民間支援団体等の関係機関が連携しながら、被害者が安心できる相談支援を行っていく必要がある。

その際、被害者の国籍、障害の有無等を問わず、その人権を尊重し、それらの被害者の立場に配慮して行う必要がある。

１．県の相談体制の充実

（１）県女性家庭センター（県配偶者暴力相談支援センター）

【現状】

○「悩みのほっとライン」（078-732-7700）を設置し、電話相談の受付を毎日９時から 21 時まで実施

（ＤＶに関する電話・来所相談等の状況）　（単位：件）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
電話相談	771 件	475 件	507 件	503 件
来所相談等	213 件	189 件	176 件	149 件
計	984 件	664 件	683 件	652 件

○ＤＶ法律相談員（女性弁護士）による法律相談の実施

（法律相談の状況）

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
115 件	117 件	123 件	172 件

○一時保護所等への通訳者派遣事業の実施

（通訳派遣の状況）

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
37 件	22 件	45 件	38 件

【課題】

○近年、外国人や障害者・高齢者等の相談者が増え、相談内容も深刻で複合的な課題を抱えたケースが多いため、専門職の配置等相談体制の充実が求められている。

○男性のＤＶ被害者について具体的な支援策がなく、相談先も限られている。

○市町ＤＶ相談窓口（配偶者暴力相談支援センター等）から助言を求められた場合

に的確に支援することが必要である。
○県女性家庭センター以外の県関係機関で被害者が面接相談できる体制について検討する必要がある。
○若年層向けにメールやＳＮＳを使った相談受付体制について検討する必要がある。

【今後の取組】

①県女性家庭センターの体制強化

困難ケースに的確に対応できるよう専門職の増員等相談体制の充実を図る。

新たにＤＶ相談アドバイザーを配置し体制を強化するとともに、市町への技術的支援等を実施する。（県）

②市町ＤＶ相談窓口（配偶者暴力相談支援センター等）への支援

市町ＤＶ相談員等への研修の実施、専門的知識や技術等を必要とする事案への技術的助言を行うなど、配偶者暴力相談支援センターの中核的な機能を強化する。

また、市町配偶者暴力相談支援センター相談員等に対するスーパーバイズ講習やマンツーマン指導の実施等による相談員の対応力向上、あわせて相談員の心のケアや各相談機関の相談体制充実に向けた支援を行う。（県）

③メールやＳＮＳによる相談の検討ほか相談体制の充実

被害者の立場に立って、きめ細やかに相談に応じるとともに、相談者がいつでも安心して相談できるよう、電話相談及び来所相談の充実を図る。

若年層に対する相談受付体制の充実のため、メールやＳＮＳを使った相談受付の実施について、具体的な課題や効果等の検討を行う。

また、県女性家庭センターと県立男女共同参画センター等における相談体制のあり方について検討を行う。（県）

（２）県関係機関等

【現状】

被害者の状況に応じて適切な相談を実施するとともに、ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議等を通じた県関係機関と市町が連携した支援を実施
○県立男女共同参画センターの女性問題カウンセラーによる相談
○県健康福祉事務所の母子・父子自立支援員による相談
○県こども家庭センターの親子関係支援員(※)[14]による相談
○思いがけない妊娠 SOS (※)[15]による相談

(※) 14　各こども家庭センターに配置している、被虐待児童及びその家族への家族療法的指導、虐待をした親等への支援計画立案、家族再統合に向けた関係機関との調整等を行う非常勤嘱託員。
(※) 15　思いがけず妊娠したことにとまどっている妊婦やパートナー等に対して、助産師等が電話やメールにより相談に応じ、妊娠や出産に関する正しい情報を伝えたり、適切な支援サービスを紹介する相談窓口。

○公益社団法人ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」における相談
○ＮＰＯ法人性暴力被害者支援センター・ひょうごにおける相談
○県こころのケアセンター(※)16による相談・診療等

（県関係機関における相談件数）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
県立男女共同参画センター	1,108 件	977 件	867 件	722 件
その他関係機関 (県こども家庭センター、健康福祉事務所等)	139 件	283 件	565 件	1,222 件

【課題】

○配偶者暴力相談支援センター未設置市町や、事情により在住市町での相談が困難な被害者が相談できるよう、県関係機関における相談機能の充実を図る必要がある。（県）

【今後の取組】

①県関係機関と県女性家庭センター等との連携強化

配偶者暴力相談支援センター未設置市町や、事情により在住市町での相談が困難な被害者が相談できるよう、県健康福祉事務所の母子・父子自立支援員、県こども家庭センターの親子関係支援員等のＤＶ担当者としての役割を明確にし、具体的なケーススタディを基にした実践的な研修などを通じて、ノウハウが蓄積できるよう研修内容を充実させるとともに、県女性家庭センターや県立男女共同参画センターとの連携を強化し、相談機能の充実を図る。（県）

また、ＤＶと児童虐待は両者が一体となって発生するなど関連性が認められる事例が多いことから、県女性家庭センターをはじめとする配偶者暴力相談支援センターと県こども家庭センター等が、個々の事案について情報を共有し、相互に連携の上、取り組む。（県）

なお、同伴児童へのケア、処遇等については、「女性家庭センターにおける児童虐待ケース検討会議開催要領」等に基づき、県こども家庭センターと連携して取り組む。（県）

（３）警察

【現状】

○警察がとり得る各種措置を被害者に教示（緊急時に１１０番通報すべき旨など必要な自衛措置に関する助言や保護命令制度、関係機関等を案内、加害者に対する指導警告など）

(※) 16　「こころのケア」に関する調査研究、人材育成・研修、相談・診療、情報の収集発信・普及啓発、連携・交流など、多様な機能を有する拠点施設として平成 16 年に兵庫県が開設した施設。

○１１０番するだけで被害者等と認知されパトカーなどへの速やかな指令が行える「１１０番通報登録制度」の実施
○被害者が相談しやすい環境の整備（女性警察官による相談対応等）
○援助の申出があった場合の国家公安委員会規則で定める適切な援助措置の実施

（警察におけるＤＶ事案の認知件数）　件数は１～12 月の累計

26 年	27 年	28 年	29 年
2,535 件	2,736 件	3,010 件	3,380 件

【課題】

○警察は、被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙や指導警告を行うなど加害行為の防止を図る一方、被害者に対しては、ＤＶ被害を防止するための助言を行うなどの支援を行っているが、被害者への支援制度について周知を図る必要がある。

【今後の取組】

○被害者への適切な援助の実施

警察が被害者からの相談を受けた場合は、関係機関の情報や警察署等の援助制度、保護命令制度、被害届についての助言等、被害防止に向けた必要な情報提供を適切に行う。（警察）

２．市町の相談体制の充実

【今後の取組】

①市町庁内連携体制の整備推進【再掲】（18 頁）
②市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び相談体制充実への支援【再掲】（19 頁）
③被害者支援に係る広域調整の充実【再掲】（21 頁）

３．外国人、高齢者、障害者に対する支援

【現状】

○県国際交流協会の外国人県民インフォメーションセンター（対応語：英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語）における外国人への相談・支援の実施
○県女性家庭センターにおける外国人被害者への通訳派遣事業の実施
○外国人被害者向けリーフレットの作成・配布（10 か国語）
○県障害者権利擁護センター及び市町障害者虐待防止センター等における障害者虐待通報又は届出の受理
○一時保護所及び一時保護委託施設における高齢者・障害者の一時保護の実施
○県女性家庭センターによる外国人ＤＶ被害者等支援通訳者養成研修の実施
○ＧＯＮＧＯ相談員会議（外国人の生活相談員の情報交換の場）への県女性家庭センターの参加

【課題】

○外国人や高齢者・障害者に、被害者支援に関する制度等について適切に情報提供していく必要がある。

○外国人被害者が母語で被害者支援に関する制度等を理解できるよう、母語通訳による情報提供が必要である。

○現在、県女性家庭センターでは外国人被害者への通訳派遣が行われているが、母子生活支援施設や婦人保護施設、その他の相談機関等においても通訳派遣を検討する必要がある。

○高齢者・障害者に対する支援については、高齢者虐待防止施策や障害者虐待防止施策及び関係機関と連携した取組が必要である。

【今後の取組】

①外国人や高齢者・障害者への情報提供の充実

多言語による外国人被害者向けリーフレットや、高齢者・障害者に配慮したリーフレット等により、外国人や高齢者・障害者に配慮したきめ細やかな情報提供を実施する。（県、市町、民間支援団体）

②民間支援団体との連携による外国人被害者への通訳派遣事業の充実

ＤＶ防止の専門的な知識を持った母語通訳による外国人被害者へのきめ細かな相談・支援を充実する。（県、市町）

その際、県女性家庭センター以外の施設においても、外国人被害者への通訳派遣先の充実に努める。（県）

③高齢者に対する支援

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づく高齢者虐待防止施策との連携を図ることとし、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成 30 年 3 月改訂）』に基づき、介護サービス従事者等を対象に高齢者虐待の知識や対応方法に関する研修の実施や専門的な対応が必要とされる場合に備えて、市町域において、警察、医療、福祉、法律関係者等とネットワーク化が図られるよう情報提供等を行うなどの取組を進める。（県、市町）

④障害者に対する支援

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に基づく障害者虐待防止施策との連携を図ることとし、市町障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターに寄せられた障害者虐待対応の中で受けたＤＶ相談については、配偶者暴力相談支援センター等関係機関に情報提供を行うなど、関係機関と連携した取組を進める。（県、市町）

４．被害者の子どもに対するケアの充実

【現状】

○一時保護所における同伴児童対応指導員による生活支援の実施

○一時保護所における被害者の同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援の実施

○民間シェルター(※)[17]に入所中の被害者や同伴児童を対象にしたカウンセリング、外出サポート及び同伴児童の保育の実施

【課題】

○地域における関係機関が連携し、迅速に被害者の子どもに対する支援を行う必要がある。

○被害者の子どもに対するケアを充実するため、県女性家庭センターとこども家庭センター等の関係機関との連携を強化する必要がある。

【今後の取組】

①市町要保護児童対策地域協議会(※)[18]の活用

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第２条第４号では、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、「児童虐待」であるとされている。

また、ＤＶと児童虐待は両者が一体となって発生するなど関連性が認められる事例が多いことから、県下全市町の配偶者暴力相談支援センターまたはＤＶ所管課が、児童福祉法に基づく市町要保護児童対策地域協議会に参画し、被害者と子どもの適切な保護ができるよう、連携強化を図る。（市町）

②県関係機関と県女性家庭センター等との連携強化【再掲】（24 頁）

５．苦情への適切かつ迅速な対応

【現状】

○県関係機関、市町、被害者支援を行う社会福祉施設において被害者からの苦情に対し適切に対応

○県女性家庭センターに外部の有識者等で構成する運営委員会を設置し、運営上の課題、被害者から申出のあった提案や苦情への対応について、助言を受けるなど被害者からの提案や苦情への適切な対応

(※) 17　民間団体によって運営されている被害者が緊急一時的に避難できる施設。

(※) 18　要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うため、児童福祉法第 25 条の２に基づき設置された協議会。

○県民からの県政に対する意見・提案・要望・苦情・照会・相談等に対して面談・電話・手紙・メール・ファックス等により適切に対応するとともに、把握した県民ニーズを、県施策の形成や推進に反映する広聴制度（さわやか提案箱）の実施

○ＤＶなど人権が侵害された場合の申出や、男女共同参画に関する申出（県の施策についての提案等）に、学識経験者、経営者団体代表、弁護士の３人で構成する申出処理委員が公平・中立な立場で対応する県男女共同参画申出処理制度の実施

【今後の取組】

①県女性家庭センターの運営委員会における被害者からの提案等への対応

県女性家庭センターに設置している外部の有識者等で構成する運営委員会において、運営上の課題、被害者から申出のあった提案や苦情への対応について、助言を受けるなど、被害者からの提案や苦情に対し適切に対応する。（県）

②県の広聴制度等による提案や苦情への対応

県関係機関、市町等において、被害者から申出のあった提案・苦情について適切に対応する。（県、市町、関係施設）

また、県の広聴制度や男女共同参画申出処理制度が積極的に利用されるよう制度周知を行うなど、被害者からの提案・苦情への対応の充実を図る。（県）

目標４　緊急時の安全確保

ＤＶ防止法において、被害者を発見しやすい立場にある医療機関、学校関係者、福祉関係者が被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することとされており、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されている。

また、通報により発見された被害者や一時保護を求める被害者に対しては、一時保護所と警察、市町など関係機関、民間支援団体が連携しながら、迅速に被害者の身の安全を確保することが不可欠である。

１．早期発見・通報対策

【現状】

○「民生委員･児童委員活動実務の手引」による通報手続き等の周知
○民生委員･児童委員研修会での通報の趣旨等の周知
○医療機関向け冊子の作成
○「医師臨床研修（地域保健研修）テキスト」による通報の趣旨等の周知

【課題】

○身近な地域での早期発見を促すため、医療関係者等をはじめ保健所、保健センター等に対しても早期発見と通報等の対応方法の周知が必要である。

【今後の取組】

①民生委員･児童委員からの被害者の通報等に係る周知徹底

民生委員･児童委員が被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察への通報について、「民生委員･児童委員活動実務の手引」等を活用し、周知に努める。（県、市町）

②医療関係者からの通報等に係る周知徹底

医療関係者からの配偶者暴力相談支援センターや警察への通報について、医療機関向け冊子等を活用し周知に努める。（県、市町）

２．被害者等の安全確保対策

【現状】

○県警において相談を受理した被害者に対し、定期的に連絡を行う「安心コールシステム」（平成 22 年度～）の活用

【今後の取組】

①市町における緊急時の安全確保

緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、地域の社会資源を積極的に活用した避難場所の提供や同行支援の実施など、被害者及び同伴児童に対して迅速かつ適切に安全確保を図る。

また、加害者から危害を加えられる恐れが高い場合等は、警察と連携を図り、被害者の保護を行う。（市町、警察）

３．一時保護対策の充実

【現状】

○一時保護所における被害者の同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援の実施【再掲】(P27)

○婦人保護業務嘱託員、同伴児童対応指導員、嘱託医による生活支援の実施

○安全対策強化員による入所者の安全確保対策の実施

（一時保護の実施状況）　（単位：人）

区分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
一時保護人員		194	174	145	136
	うち外国人	17	11	14	13
	うち障害者	4	14	18	12

○一時保護した被害者への住宅確保支援

（住宅を確保して退所した件数）

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
21 件	23 件	28 件	29 件

○社会福祉施設や民間支援団体が運営するシェルターへの一時保護委託の実施

（一時保護委託の状況）

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
委託施設数	30 施設	30 施設	29 施設	29 施設
委託延日数(含同伴児)	3,864 日	2,885 日	1,935 日	3,418 日

（地域別委託施設の状況（29 年度））

神戸	阪神南・北	東・北播磨	中・西播磨	但馬・丹波	淡路	県外	計
2	5	4	6	4	2	6	29

○民間シェルター（３か所）への家賃補助

○民間シェルターの新規開設支援

○民間シェルターに入所中の被害者や同伴児童を対象にしたカウンセリング、外出サポート及び同伴児童の保育の実施【再掲】(27 頁)

【課題】

○被害者の特性に対応しながら、臨機応変で適切な一時保護の実施。

○保護が必要な者に対する社会資源として一時保護施設の活用が図れていない側面もあることから、一時保護制度・施設について、市町窓口職員等に対し周知徹底を図る必要がある。

○民間シェルターに直接保護を求める被害者に対して、民間支援団体等と連携を図りながら被害者の安全確保を図る必要がある。

○高齢者施策や障害者施策との調整を図った上で、様々なニーズに対応できる一時保護委託施設の確保が必要である。

【今後の取組】

①一時保護の充実

被害者の安全を確保できるよう一時保護所の受け入れ体制の強化や一時保護委託施設を確保するとともに、高齢者施策や障害者施策との調整や連携を市町と図りながら、被害者の特性に対応した適切な一時保護を実施する。（県）

また、緊急を要する一時保護に関する連絡・調整において、一時保護所と市町の円滑な連携が図れないこともあることから、事案発生時に即応できるよう、研修等により両者の意思疎通、資質向上に努めるとともに、県は市町からの相談に対し適切に対応する。（県、市町）

②民間支援団体等と連携した適切な一時保護委託の実施

民間シェルターに直接保護を求める被害者に対して民間支援団体等と緊密に連携を図りながら適切な一時保護委託を実施する。（県、民間支援団体、関係施設）

③民間支援団体が運営するシェルターへの活動支援等

県が一時保護委託を行っている県内の民間支援団体運営のシェルターに対して、引き続き活動支援を行うとともに、民間シェルター新規開設時の備品等購入費補助制度を活用した民間シェルターの新規参入促進、また、必要に応じてさらなる支援策を検討する。（県）

４．被害者等に係る情報の保護

【現状】

○市町の情報管理・体制の問題や課題の調査

○市町に対して、被害者情報の厳正管理の徹底について通知

○市町向けＤＶ相談担当者等研修会のなかで情報保護のあり方について研修を実施

【課題】

○被害者及び関係者の安全確保を図るためには、被害者の住所や居所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、情報の管理に細心の注意が必要である。

○配偶者暴力相談支援センターをはじめ、被害者支援に携わる関係機関において、被害者等に関する情報の適切な管理と秘密の保持に努めることが必要である。

【今後の取組】

①被害者情報の適切な管理に関する研修等を活用した周知の徹底

市町における被害者の情報管理体制を徹底するため、住民基本台帳事務におけるＤＶ等支援措置、マイナンバー制度における不開示措置、国民健康保険の加入情報の秘密の保持及び市町の管理する被害者情報の保護などの適正な取扱いについて、研修等を活用して、周知を図る。（県）

特に、被害者に対し、行政的支援を行った際の通知等の交付に当たっては、庁内の関係課とも十分連携を図り、送付先を確認するなど、慎重に取り扱う。（県、市町）

なお、被害者支援に係る関係機関として、警察、学校・園、保育所、司法関係者、不動産業者など住宅提供関係者、ハローワーク、年金事務所など多岐にわたるが、これら機関で共有すべき必要な情報については、秘密の保持に十分配慮し、当事者の同意を得た上で、情報の適切な共有化を図る。（県、市町、関係機関）

目標５　自立支援の推進

被害者の精神的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことから、自立支援の各段階において、被害者の意向を尊重しながら心身の健康を回復するため、継続的な心理社会的な対応を図ることが重要である。

また、被害者は経済的自立が困難であることが多く、被害者の自立促進に向けて生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、被害者本人の意思を尊重し、その立場に立って施設への入所、住宅の確保、生活支援制度の利用、就業促進などの支援を積極的に行うことが求められる。

特に、市町は住民に身近な行政機関として、生活保護の適用をはじめとする様々な被害者支援の業務を行う機能を有していることから、被害者の状況に配慮した自立支援に積極的に取り組む必要がある。

１．自立に向けた生活支援、就労支援等

【現状】

○身近な行政機関である市町において、被害者の状況を踏まえた適切な生活支援を実施

住民基本台帳事務におけるＤＶ等支援措置、マイナンバー制度における不開示措置、児童手当・児童扶養手当の支給、生活保護の適用(町を除く)、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け(町を除く)、国民健康保険への加入、子どもの保育所への優先入所、母子生活支援施設への入所、公営住宅への入居　等

○ＤＶ法律相談員（女性弁護士）による法律相談の実施【再掲】(22 頁)

○ハローワーク、マザーズハローワークでの職業相談・職業紹介

○ハローワークにおける求職者支援訓練（雇用保険を受給できない求職者等を対象に厚生労働大臣の認定を受けた民間訓練機関が行う職業訓練）の実施

○ハローワークにおける公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発促進センター等）への職業訓練受講あっせん

○県立男女共同参画センター「女性就業相談室」(※) [19]における再就職等支援（ひょうご女性再就業応援プログラム）

・県立男女共同参画センターに「女性就業相談室」を設置（女性就業支援員２名、保育支援員２名を配置）

・キャリアコンサルタント等による個別相談、少人数セミナーの実施

・パソコン操作や再就職のためのスキルアップのほか、在宅ワークや起業など、再就業を支援する講座の実施

・国との一体的事業により、女性就業相談室に「ハローワーク相談窓口」を設置（求人検索機４台、相談員３名配置）

○市男女共同参画センターにおける情報提供、相談支援（一部の市では、再就職のためのセミナーや講座等を実施）

(※) [19] 出産、育児、介護等で、離職した女性やキャリアアップしたい女性を対象に、県立男女共同参画センターにおいて、再就職・起業等に向けた個別相談から各種セミナーの開催、ハローワーク神戸と連携し職業相談・紹介までワンストップでの一貫した支援を行う。

○母子・父子自立支援員等による就労支援

市及び県健康福祉事務所でひとり親家庭に対する相談・求職活動等の支援を行う「母子・父子自立支援員」による児童扶養手当受給者等を対象とした就業支援プログラムの策定とこれに基づくハローワークと連携した就労支援等の実施

（母子・父子自立支援員による就労支援に取り組む市：平成29年度）

神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、三木市、高砂市、川西市、三田市、朝来市（14 市）

○コミュニティ・ビジネスへの就業斡旋や就業相談・情報提供などを行っている生きがいしごとサポートセンター（ＮＰＯ法人運営）におけるコミュニティ・ビジネスへの就業支援の実施

【課題】

○市町配偶者暴力相談支援センターが中心となって、被害者の状況を踏まえた適切な生活支援策の検討、関係部署との連絡調整、被害者証明書の発行業務など被害者の立場に立った切れ目のない生活支援を行う体制整備が必要である。

○また、事案に応じ、被害者に対して、生活保護制度の適用について福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。

○平成 23 年民法改正により、父母の協議離婚時に子どもと別居する親との面会交流[(※)20]に関する取り決めを行うこととされたが、ＤＶ被害者の面会交流の実施においては、被害者及び同伴児童の負担にならず、安心して面会できる仕組みづくりが必要である。

【今後の取組】

① 市町・県健康福祉事務所等において、被害者の状況を踏まえた適切な生活支援を実施するとともに、就労支援施策の充実により被害者の就労を促進する。なお、就職が困難な方については、適切に福祉窓口につなぐ等対応する。（県、市）

② 面会交流の実施については、一部の市町でしか事業化されておらず、今後、未実施の市町等に対して、事業化に向けた情報提供を行うなどの支援を検討する。（県、市町）

また、ＤＶ被害者の精神的安定を図ることを第一義とする安心安全な面会交流の実現に向け、情報収集に努めるとともに、ガイドラインの策定など体制整備について、国へ提案することを検討する。（県）

(※)20 平成 23 年の民法一部改正において、協議離婚で定めるべき事項の具体例として、「父又は母と子との面会及びその他の交流（面会交流）」と「子の監護に要する費用の分担（養育費の分担）」が明示されるとともに、これらの取り決めを行うにあたっては子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記された。

ＤＶに起因する協議離婚の場合、面会交流のための連絡を同居親と別居親が直接行うことは同居親に恐怖や精神的な負担を強いたり、同居親が送迎する場合、送迎に伴う加害者からの精神的な苦痛等があることから、ＤＶ被害者に対する一定の配慮が必要とされている。

２．施設入所・退所支援

【現状】

○一時保護所退所後の被害者に対する社会福祉施設への入所による生活支援及び自立に向けた支援の実施

○婦人保護施設に生活指導員を配置し、退所者への継続的な自立生活に関する相談・指導等援助の実施

○身元保証人確保対策事業(※)[21]で施設長個人が保証人となる場合、一定のリスクにより、保証人を引き受けにくい面があることから、施設を運営する法人が保証人となる仕組みづくりについて、国への提案を実施

【課題】

○配置基準を満たした場合に配置できる専門職員による被害者や同伴児童への心身の健康の回復や自立に向けた支援への取組が必要である。

○一時保護所や施設退所者に対するアフターフォローとして、中長期的な心のケア等を実施する必要がある。

○母子生活支援施設・婦人保護施設等について、市町窓口職員等への周知を強化し、被害者等への適切な情報提供による活用促進を図る必要がある。

【今後の取組】

①専門職員の配置による被害者支援の充実

被害者支援を行う社会福祉施設において、心理療法担当職員、個別対応職員、同伴児童指導員など必要な専門職員を配置し、被害者や同伴児童への生活・自立支援の充実を図る。（関係施設）

②退所者等への相談支援等の充実

被害者に対し、心のケアや孤立しないための居場所の提供、自立に関する情報提供等による継続した支援を行うため、婦人保護施設等を退所した後でも相談しやすい体制等を整備する。

また、一時保護所や施設退所者に対する支援の仕組みづくりについて、国への提案を検討する。（県）

さらに、母子生活支援施設・婦人保護施設の活用促進のため、市町窓口職員等へ施設概要や入所要件等の周知を強化し、適切な情報提供に努める。（県、市町）

③身元保証人確保対策事業の改善に向けた国への提案

身元保証人確保対策事業で施設長個人が保証人となる場合、一定のリスクにより、保証人を引き受けにくい面があることから、施設を運営する法人が保証人となる仕組みづくりについて、引き続き国への提案を実施する。（県）

④切れ目のないケアの提供

多様な課題を抱え居所を移動する被害者に切れ目のないケアを提供するため、市町間の情報提供システムを構築する。（県・市町）

(※)[21] 婦人保護施設や児童養護施設等に入所中又は退所した女性や児童等が就職やアパート等を賃借する際に、親等による保証人が得られにくく就職や住宅の賃借が困難になる場合がある。このため、施設長等が保証人になった場合、その保証リスクの軽減を図るため、損害保険契約を締結し、社会的自立の促進を目的とする事業。

３．心理社会的な対応

【現状】

被害者は、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱え、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるなど精神的ダメージは長期にわたるとともに、同伴児童も同様に心理的被害等を受けている場合が多いことから、被害者及び同伴児童への心理社会的な対応を実施

○県女性家庭センター

・心理学的判定・カウンセリングの実施
・被害者支援を行う社会福祉施設への心理判定員の派遣
・一時保護所における被害者の同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援の実施【再掲】(P27)

○県関係機関

・県立男女共同参画センターの女性問題カウンセラーによる相談の実施
・県精神保健福祉センター、県健康福祉事務所の保健師等による相談の実施
・県こころのケアセンターにおける相談・診療等の実施

【課題】

被害者及び同伴児童の精神的ダメージは長期にわたることから、中長期的なケアが必要である。

【今後の取組】

上記取組を民間支援団体とも連携して推進するほか、精神科医等を母子生活支援施設・婦人保護施設等へ派遣し、入所者及び職員等への心理的ケアを行うなど、被害者等への心理社会的な対応の充実を図る。（県、市町）

４．被害者の子どもに対するケアの充実

【現状】

○一時保護所における同伴児童対応指導員による生活支援の実施
○一時保護所における被害者の同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援の実施
○民間シェルターに入所中の被害者や同伴児童を対象にしたカウンセリング、外出サポート及び同伴児童の保育の実施

【課題】

○地域における関係機関が連携し、迅速に被害者の子どもに対する支援を行う必要がある。
○被害者の子どもに対するケアを充実するため、県女性家庭センターとこども家庭センター等の関係機関との連携を強化する必要がある。

【今後の取組】

① 県こども家庭センターの親子関係支援員等が市町子ども家庭総合支援拠点(※)22等関係機関とも連携し、自立後の新生活における子どものケアに中長期的に取り組む。（県、市町）

② 市町要保護児童対策地域協議会の活用【再掲】（27 頁）

③ 県関係機関と県女性家庭センター等との連携強化【再掲】（24 頁）

５．住居確保支援

（１）民間賃貸住宅への円滑な入居促進

【現状】

○ＤＶ被害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の推進

○住宅確保要配慮者からの相談に的確に対応するため、県の総合窓口であるひょうご住まいサポートセンターで相談を受け、必要に応じて内容にふさわしい専門窓口への情報の提供

【今後の取組】

①登録制度の普及を図るため、不動産関係団体等を通じた民間賃貸住宅の貸主に対する広報活動の実施(県)

②市町や福祉団体等が実施する住宅相談や入居あっせん等を通じて、入居を希望するＤＶ被害者への登録住宅情報の提供(県)

③住宅確保要配慮者専用住宅の改修や家賃低廉化、家賃債務保証料の低減に係る貸主等への補助を行う市町に対し、財政支援の実施(県)

④民間賃貸住宅への入居にあたっては、生活保護制度の適用等について福祉事務所と連携して取り組む。(県、市町)

（２）公営住宅への優先入居

【現状】

○県営住宅優先入居の実施（毎月募集）

（特定世帯優先住宅における実績）　（単位：戸）

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定世帯優先 （申込状況／募集戸数）	51/39	37/43	14/42	6/62

※「特定世帯優先住宅」の対象はＤＶ被害など９種類あり、ＤＶ被害を含む合計数値を記載

(※) 22　平成 28 年５月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市区町村が設置に努めなければならないとされた、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する一般的な相談全般から専門的な相談対応、必要な調査・訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点。

【課題】

○県営住宅における特定世帯優先住宅への申込みは減少しており、以下の課題があると考えられる。

・応募可能な住宅の数や地域が限定されている。

・入居に際しては、ＤＶ被害者であることの公的証明書を要する。

・募集から入居までに３ヶ月程度必要

【今後の取組】

①公営住宅における被害者の事情に応じた適切な住宅の確保

県営住宅については、一部の住宅で実施している先着順で応募を受け付ける常時募集住宅の拡大に努めるとともに、必要な場合、直ちに入居できる仕組みづくりについて検討する。（県）

市町営住宅については、未実施市町での優先入居制度の普及促進に努める。

また、市町公営住宅の入居資格要件を緩和し、他市町の公営住宅への入居を可能にするなど、施設退所後の住居として県営住宅のみならず、市町公営住宅等を活用する方策について検討を行う。（県、市町）

（３）ステップハウスの利用

【現状】

○一時保護所等を退所する被害者が、恒久住宅へ移行するまでの間、一時的に利用できる県営住宅（以下「ステップハウス」という。）を５戸確保

【課題】

○被害者の自立支援のためには、居住の安定は極めて重要である。様々な事情を抱えている被害者の多様なニーズに応え、対応できる受け入れ先として、ステップハウスを確保することが必要である。

○ステップハウス利用者へのアフターケアが必要である。

【今後の取組】

①ステップハウスの活用

ステップハウスの利用状況に応じた戸数を確保するとともに、被害者の将来的な自立を見据えた利用促進を図るなど、被害者が自立して生活できる基盤づくりに努める。（県）

②利用者へのアフターケアの充実

利用者の意向を十分踏まえ、県女性家庭センター職員による電話や訪問による利用者への継続的な相談支援を行う。（県）

目標６　専門人材の育成と関係機関との連携強化等

ＤＶ被害者は、配偶者等からの暴力により、心身ともに傷ついており、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安などにより精神的に不安定な状況であることが多い。

このため、被害者への相談、支援に従事する職員（以下「支援者」という。）が被害者と関わる場合には、ＤＶの特性、被害者の置かれた立場を理解し、被害者に二次的被害（心身ともに傷ついた被害者が、相談支援の際にＤＶの特性や被害者の置かれた立場を理解しない支援者の不適切な言動で更に傷つくこと）を与えることのないよう十分に配慮した対応が必要である。

また、被害者の個々のニーズに応じた多様な支援を行うため、豊富なノウハウを有する民間支援団体と日常業務を通じて緊密な関係を構築していくことも重要であり、ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議を通じた連携体制の促進など、切れ目のない被害者支援をめざした連携強化が必要である。

１．推進体制の強化

（１）県女性家庭センターの機能強化

【今後の取組】

県女性家庭センターに、新たに「ＤＶ相談アドバイザー」を配置し、県女性家庭センターの相談・一時保護機能を強化するとともに、市町支援体制の強化を図る。

（２）ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議の開催

【現状】

○ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議を設置し、県関係機関と構成団体相互の情報交換及び連絡調整を実施（年２回開催）

〔構成団体〕

県	女性家庭センター、県警本部、男女共同参画センター、 中央こども家庭センター、特定健康福祉事務所、 こころのケアセンター
市町	神戸市配偶者暴力相談支援センター、 市町配偶者暴力相談支援センター（代表）
国	神戸地方裁判所、神戸家庭裁判所、神戸地方法務局、 神戸地方検察庁、兵庫労働局
関係団体	県医師会、県弁護士会、県母子生活支援施設協議会、 神戸市母子生活支援施設協議会、婦人保護施設、 県私立中等高等学校生徒指導連絡協議会
民間支援団体	日本ＤＶ防止・情報センター、 ひょうごＤＶ被害者支援連絡会、シェルター運営団体

○県民局・県民センター単位（神戸を除く）で地域ＤＶ防止ネットワーク会議を設置し、県関係機関と構成団体等の相互の情報交換や研修を実施（年１回開催）

〔構成団体等〕

管内各市町、警察署、医師会、裁判所、関係施設、民間支援団体等

【課題】

県基本計画の策定後、ＰＤＣＡサイクルの手法を活用し、計画の進捗状況の評価等を行い、さらにＤＶ対策が促進される方法について検討する必要がある。

【今後の取組】

①ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議の機能強化

ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議において、構成団体相互の情報交換及び連絡調整に加え、本計画の進捗状況報告を有識者に対して行い、専門的見地から、計画に基づく施策進捗状況の評価、課題について意見を聴取し、その対応等について検討することにより、効果的なＤＶ対策の推進を図る。（県）

（３）ＤＶ対策庁内調整会議の開催

【現状】

○ＤＶ関係施策の効果的な推進に必要な連絡調整、協議を行うため、ＤＶ対策の全庁横断的な組織であるＤＶ対策庁内調整会議において、計画の進捗状況の報告、計画に基づく施策推進の課題とその対応等について検討

〔構成部局〕

企画県民部、健康福祉部、産業労働部、県土整備部、教育委員会、警察本部

【今後の取組】

県基本計画に基づく施策にあわせ、同会議の構成員を必要に応じて見直すとともに、ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議と連携を図り、ＤＶ関係施策を効果的に推進する。（県）

（４）地域におけるＤＶ対策の推進

【現状】

○一部の市町では地域のＤＶ対策関係機関との協議会等を設置

○被害者の同伴児童への対応については、要保護児童対策地域協議会において関係機関と調整を実施

【課題】

○被害者への対応に当たっては、ＤＶ被害者は、ＤＶ被害だけでなく、他の問題も抱えている場合もあることを勘案し、要保護児童対策地域協議会の仕組みを参考